

養護老人ホーム「恵の丘」の創設とその変遷 1968年度～1972年度の入所者台帳等をもとに

山頭照美・飛永高秀

The Foundation and the Transition of the Nursing Home “Meguminooka”:
Based on the Official Documents from 1968 to 1972

Terumi YAMAGASHIRA, Takahide TOBINAGA

要 約

本論文では、養護老人ホーム「恵の丘」の1968年度から1972年度の5年間の入所者台帳等をもとに、①入所年齢、②入所期間、③入所時の男女の割合、④各年度の入所者数、⑤所得階層、⑥退所理由等について確認を行った。その結果、以下のことが明らかとなった。①入所年齢は年齢別では60歳代後半が最も多く、平均年齢は77.18歳であった。②の入所期間は1年以上5年未満が51名と最も多く、平均入所期間は4.76年である。5年未満が多いが15年以上入所している利用者が7名いた。次に③男女の割合は半数以上が女性である。④の入所者数は開設年度の1968年度はやはり少なく、22名であるが次の年度からは49～54名と入所定員に限りなく近い。⑤社会階層については、被生活保護世帯の割合が、開設当初は約半数であったものが次年度以降減少してきている。⑥退所理由については、死亡退所が最も多いが、ADL等の低下による要介護状態のため、特別養護老人ホーム等への措置変更が20%と多くなっている。

本研究によって、老人福祉法制定後の養護老人ホーム入所者の状況が明らかになったこと、創設者江角ヤスの原爆被爆者の生活支援という理念・考え方を礎にした養護老人ホーム「恵の丘」という特殊性の一端を垣間見ることができたことも被爆者福祉を検討する上では意義があると言えよう。

キーワード：養護老人ホーム 恵の丘 創設期 変遷 入所者

1. 研究の意義と目的

本論文の目的は、シスター江角ヤス（以下、江角とする）によって創設された養護老人ホーム「恵の丘」の開設目的と入所者台帳等をもとに「恵の丘」の創設から5年間の入所者の属性、社会階層、措置理由、退所理由等の状況を明らかにし、養護老人ホームの歴史研究の基礎的資料と

することである。

養護老人ホームは戦前に一部の低所得の高齢者を収容保護した養老院をはじめとし、戦後、生活保護法として整備され、1963年の老人福祉法の制定により、生活施設として特別養護老人ホーム、軽費老人ホームとともに整備された¹。これらは生活施設であるが介護保険法の制定により、特別養護老人ホームは契約施設へと転換したのに対し、養護老人ホームは措置施設として現在に至っている。理由としては、人的環境、生活環境などにより居宅における生活が困難な高齢者が入所対象として多く、養護老人ホームが高齢期の自立生活におけるセーフティネットの役割を果たしている²からであろう。入所要件に環境上の理由および経済的理由があげられる³。

養護老人ホームの開設年は1949年以前は11.3%であったのに対し、1950年代は34.6%、1960年代27.6%、1970年代18.7%と増加傾向にあるが、それ以降1980年代は2.8%、1990年代3.4%、2000年代1.0%と年々減少し、他方で、特別養護老人ホームや軽費老人ホーム等は増加している。養護老人ホーム「恵の丘」も1968年に開設しているため、まさに日本における高齢者福祉施設開設時期と同時期であったといえる。

また、養護老人ホームは数としては概ね900台⁴を推移していて2008年10月1日現在、全国に964施設がある。1950年代に養護老人ホームが多かった理由の一つに養老施設中心であった（岡本2004：110）ことがあげられる。

高齢社会となり高齢者の生活様式も多様となって、これまでの3世代の生活が夫婦世帯や一人暮らしの生活へと変化し、加えて認知症高齢者や要介護状態となった高齢者が特別養護老人ホームや介護老人保健施設へ入所している。さらに、在宅での生活を希望している高齢者であっても、身体的低下により一人暮らしの生活が困難となり、施設入所を余儀なくされている。高齢者、とりわけ一人暮らし高齢者の入所先は契約施設としての特別養護老人ホームや軽費老人ホームではなく、入所要件が環境上の理由および経済的理由である措置施設としての養護老人ホームである。それゆえ高齢者の生活の最終的な支えとしての養護老人ホームの役割は大きいと言えるであろう。

しかしながら、このように、セーフティネットの役割があると言われていた養護老人ホームの入所者の入所後の状況に関する研究は見られない。戦前期の養老院に関する研究は、井村(2005)の「日本の養老院史」がある。また、施設の設立後、節目の年、例えば25周年等には記念誌が編さんされてはいるものの、戦後の養護老人ホームに関しての歴史的研究はほとんど見当たらない。

それゆえ本論文において、養護老人ホーム「恵の丘」の開設当初の利用者の利用状況について明らかにすることは、いまだ日本において900施設が存在し、現在は利用者の多くが応能負担ではあるが、未だ環境的理由や経済的理由により入所している高齢者がいることから、高齢社会における養護老人ホームの歴史的研究において意義があると考えられる。

2. 養護老人ホーム「恵の丘」の創設の背景

1) 創設理念と施設の概要

① 「恵の丘」の由来

養護老人ホーム「恵の丘」(以下、「恵の丘」とする)の創設者である江角は自らも被爆者である。

「江角ヤスは、原爆投下地点から約1.3キロメートルのところにあった純心高等女学校に校長として勤務をしていた。二階建ての瀟洒な木造校舎も一瞬にして爆風、熱風、火災によって倒壊・全焼し、214人の殉難学徒・教職員と多数の傷病者を出した」⁵

施設名である「恵の丘」の由来については落成式のあいさつの中で江角は次のように述べている。

「原爆の日には、この丘に動員されていない純心の生徒たちを連れて、修道者たちが松脂を採集に来ていました。そこに爆風でばらばらになった動員学徒の名簿が降って来ましたので、工場がやられたことに気づき、みな丘をくだってきて傷ついた動員学徒や校舎の下敷きになった人々を救い出し、世話をしてくださったのです。この丘がなかったら純心は復興しなかったでしょう。それで、この丘を『恵の丘』と名づけています」⁶

② 養護老人ホーム「恵の丘」開設

養護老人ホーム「恵の丘」開設の背景には、江角自身の被爆で死をまぬがれた思いがあった。自らも被爆して校舎は崩壊し焼失したが、校長であった江角にとって最もつらかったのは「創立以来苦楽を共にし、文字通り誠心誠意黙々と学校のために尽力された学宝・深堀綾子教諭をはじめとする教職員7名と、大切な207名の純心学徒を殉死させてしまった」⁷ことである。このことが、ひいては「恵の丘」開設へとつながったのであるが同時に原爆ホームを創設しようと考えたのは九死に一生を得た江角が「私は、原爆の後片付けをするために残らせていただいた」⁸との思いがあったからである。これは江角の次の言葉からも理解することができる。

「広いこの丘の一端に、殉難純女学徒隊員の方々へのお供えのつもりで、老人ホームを建設して、孤老の方たちに純心のこらの奉仕を、よろこんでいただけたら、そしてなによりも生徒たちが『勤労奉仕』の喜びを体得してくれたらとの心からこの事業を創めました」⁹

「しかし、『被爆者のための生活ホーム』を建設するには法的位置づけがなかったので、現行法を研究し、60歳以上の被爆者のためには1963年に制定された老人福祉法を適用して『養護老人ホーム』建設を考え」た。¹⁰

このようにして江角は養護老人ホームの建設を始めたのである。しかし、「1950年から60年当時、被爆者の社会保障としては唯一『原爆医療法』があったが、この法律では、被爆者が望んでいる生活施設の建設は不可能であった。ヤスは社会福祉の法制度を研究しながら、まずは急を要している60歳以上の原爆孤老のために、老人福祉法を適用して『養護老人ホーム』建設を決意し

た。(中略)このようにヤスは、病院で社会的入院を余儀なくされている原爆孤老や、在宅においても身体的に労働等ができない被爆者たちのために、『医療』と同時に『福祉的生活支援』によって一人ひとりが生きがいを持って生活する場をつくりたいと考えていた」¹¹

「ヤスにとって社会福祉事業は初めてのことであり、そのために常に素人意識を持って慎重に事を運んだ。また、当時の高齢者福祉施設でのケアは『世話をすること』が中心であったが、ヤスは可能な限り自立して生活できるように考え、既成概念にとらわれない発想をした」¹²

このようにして「1967年11月24日に『社会福祉法人 純心聖母会』の認可を受け、養護老人ホーム建設が始まった。ヤスは、鎌倉の『七里が浜ホーム』で体験学習を行なった。また、職員となる修道女たちを他修道会が経営する神奈川県内の老人ホームで実地研修に派遣して教育した。このようにして、実践の中で施設の理念を作り上げ、翌1968年4月1日『養護老人ホーム 恵の丘』が開設した」のである。¹³

③ 施設の概要

江角が「恵の丘」を設立しようと考えたことについては上記に述べたとおりである。開設は1968年4月1日で2010年4月に42年目を迎えた。入所定員は50名で、ショートステイが2名である。スタッフは施設長1名、生活相談員1名、事務員1名、介護支援専門員1名、介護職員8名、看護師1名、栄養士1名、調理員4名、(2010年9月1日現在)である。

当施設はカトリック施設であるが、入所要件としてカトリック信者でなければならないとの規定はない。施設の生活スケジュールは以下(表1)のとおりで食事や入浴時間、集会の時間などは決まってはいるが、その他に関しては利用者の個々の状況に応じて外出や外泊をしたりしながら自由に生活している。

「恵の丘」は3階建てで1階と2階に居室があり、3階には聖堂とヘルパーステーション恵の丘がある。施設の平面図は(図1)のように回廊式で中庭を囲むように作られ、1階には居室と

表1 施設の日課

6:00	起床
7:30	朝食
9:00	連絡・体操・講話
9:30	趣味・クラブ活動等
10:30	自立支援プログラム
12:00	昼食
13:30	レクリエーション
14:00	入浴・クラブ活動等
17:30	夕食
18:30	夕べの祈り

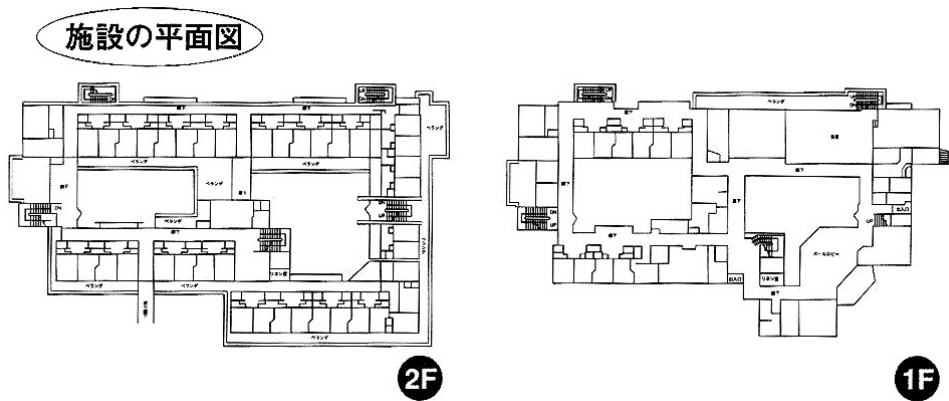


図1 施設平面図

図1は「純心人文研究第11号」P66を引用

図2 養護老人ホーム「恵の丘」全景



出典) 社会福祉法人 純心聖母会 ホームページより

図3 養護老人ホーム「恵の丘」表札



共同の場としての食堂、集会室、浴室、洗濯場、談話室、さらに寮母室や医務室などがある。2階はほとんどが居室で、その他に浴室、洗濯室、作業場、談話室などが設けられている。居室は1～2階あわせて50室でほとんどが個室で1階の医務室横には静養室がある。そこは車いす利用者や一時的にADLが低下した利用者など介護の必要な利用者のケアを行うための部屋である。入所者の居室は個室で、物理的にプライバシーの確保がなされており、入所者の希望に応じて、筆筒や戸棚などを自宅から持ってくるのが可能であり、これまでの生活を継続できるような配慮がなされている。

また、自立支援プログラムの一環として、平成21年度から全体的には嚙下体操、転倒予防体操、棒体操を行い、さらに利用者個人に合わせて下肢筋力訓練を行っている。開始後2年目であるが継続することによって効果が得られている。

3. 研究対象及び研究方法

1) 調査対象

調査対象は養護老人ホーム「恵の丘」に1968年度から1972年度までに入所した119名である。

2) 調査方法

調査にあたり、施設長に調査の趣旨を説明し、調査依頼を行なった。了承後、調査者（山頭・飛永）が施設内の応接室において借用した措置台帳、入所者名簿、入所者台帳をもとにコンピューターにデータを入力していった。それを基に分析を行なった。

3) 調査内容

施設に保管してある措置台帳、入所者名簿、入所者台帳等から入所年齢・入所期間・入所者の男女の割合・1968年度から1972年度の各年度の入所者数・年度別入所者所得階層・退所理由等である。

4) 調査期間

平成22年4月23日、4月30日、5月21日、6月4日の4日間である。

5) 倫理的配慮

施設長に対し、口頭にて調査に関する説明を行なった。さらに、調査内容についてはプライバシーの保護とデータの処理に関しては個人が特定されないように配慮することを約束した。

4. 結果

養護老人ホーム「恵の丘」の創設期における入所者状況

1968年度から1972年度の入所者台帳等から以下の6点が明らかになった。①入所年齢、②入所期間、③入所者の男女割合、④4月1日の入所者数、⑤社会階層、⑥退所理由である。

①入所年齢

対象者119名のうち、入所年齢が把握できる92名の平均入所年齢の77.18歳で70歳代後半、すなわち、後期高齢者になって入所していた。年齢別では60歳代後半が23名と最も多かった。

②入所期間

昭和43年の開設から昭和47年度までの施設

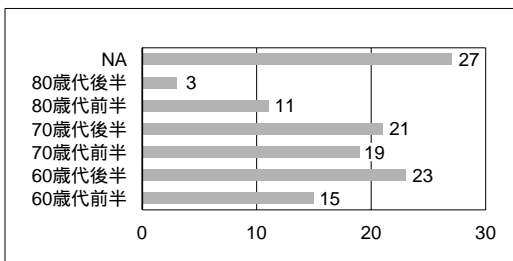


図4 入所年齢

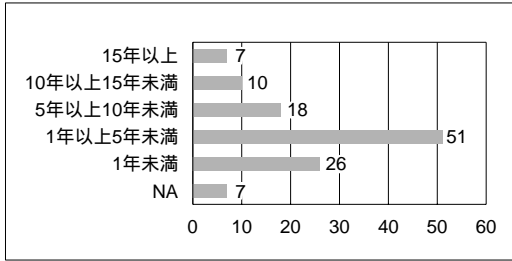


図5 入所期間

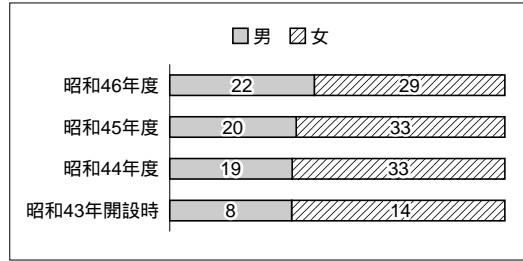


図6 入所男女割合

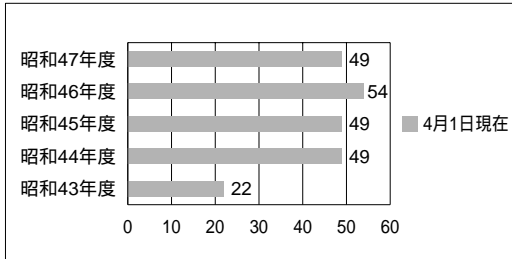


図7 年度別入所者数

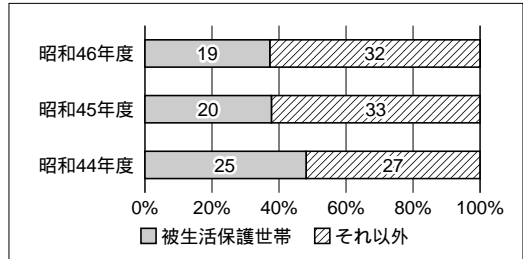


図8 被生活保護世帯の割合

入所者の現在までの平均入所期間は、入所年月日と退所年月日が明らかである112名では、1年以上5年未満が51人と最も多く、平均入所日数は、1715日、4.76年であった。最も入所期間が短い者は25日であり、最長の者は、8,255日であった。

③男女比

昭和43年の開設当初は男性8名(36%)、女性14名(64%)であった。その後、昭和44年度は男性19名(37%)、女性33名(63%)、昭和45年度は男性20名(38%)、女性33名(38%)、昭和46年度は男性22名(43%)、女性29名(57%)であった。なお、昭和47年度については不明であった。

④年度別入所者数

年度別入所者数はそれぞれ4月1日の状況である。昭和43年の開設当初は22名であったものが、翌年度以降は、定員に近くなってきている。

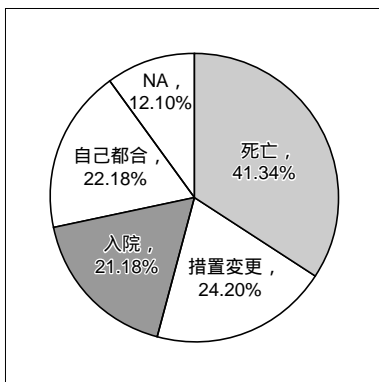


図9 退所理由

⑤社会階層

社会階層については、被生活保護世帯の割合を見ると、昭和44年度は48%(25名)、昭和45年度は38%(20名)、昭和46年度は37%(19名)となっており、年々減少している。なお、昭和43年度、昭和47年度については資料が見つからなかったため、不明である。

⑥退所理由

次に退所理由であるが、理由が記載されていた107名については、死亡が41名(34%)で最も多く、措置変更が24名(20%)等であった。

表2：収容者概況（昭和44年度～昭和46年度）

収容者概況

昭和45年2月28日（昭和44年度）

性別	階層別				身障手帳 保持者	失禁者	常時臥床者	年齢			年金受給状況			
	A	B	C	計				最高	最低	平均	老齢年金	身障年金	遺族年金	計
男	9	10	0	19	8	2	2	80	58	71	11	3	3	17
女	16	15	2	33	9	8	5	87	60	73	18	5	3	26
計	25	25	2	52	17	10	7	83.5	59	72	29	8	6	43

昭和45年12月31日（昭和45年度）

性別	階層別				身障手帳 保持者	失禁者	常時臥床者	年齢			年金受給状況			
	A	B	C	計				最高	最低	平均	老齢年金	身障年金	遺族年金	計
男	7	10	3	20	7	0	2	82	60	71.3	7	2	1	10
女	13	13	7	33	8	5	3	88	61	72.4	15	3	4	22
計	20	23	10	53	15	5	5	85	60.5	71.8	22	5	5	32

昭和46年度

性別	階層別				身障手帳 保持者	失禁者	常時臥床者	年齢			年金受給状況			
	A	B	C	計				最高	最低	平均	老齢年金	身障年金	遺族年金	計
男	7	12	3	22	6	1	1	83	63	73	12	1	2	15
女	12	12	5	29	5	6	4	90	63	73	16	3	3	22
計	19	24	8	51	11	7	5	86.5	63	73	28	4	5	37

階層 = A：生活保護法による被保護世帯 B：市町村民税非課税世帯 C：市町村民税課税世帯 D：所得税課税世帯

5. まとめと今後の課題

本論文では、養護老人ホーム「恵の丘」の1968年度から1972年度の5年間の入所者台帳等をもとに、①入所年齢、②入所期間、③入所時の男女の割合、④各年度の入所者数、⑤所得階層、⑥退所理由等について確認を行った。その結果、以下のことが明らかとなった。①入所年齢は年齢別では60歳代後半が最も多く、平均年齢は77.18歳であった。②の入所期間は1年以上5年未満が51名と最も多く、平均入所期間は4.76年である。5年未満が多いが15年以上入所している利用者が7名いた。次に③男女の割合は半数以上が女性である。④の入所者数は開設年度の1968年度はやはり少なく、22名であるが次の年度からは49～54名と入所定員に限りなく近い。⑤社会階層については、被生活保護世帯の割合が、開設当初は約半数であったものが次年度以降減少してきている。⑥退所理由については、死亡退所が最も多いが、ADL等の低下による要介護状態のため、特別養護老人ホーム等への措置変更が20%と多くなっている。

上記の点が今回の調査により明らかになったが、創設から5年間に入所した者を分析対象としたため、使用した施設における記録において不確実な点があるなど、統計的に分析することは容易ではなかった。筆者らは現存する資料の中で当時の入所者の状況を質的に明らかにしようと試みたが、資料や記録だけでは詳細には明らかにすることはできなかった。

しかしながら、このような中であって、すでに述べた老人福祉法制定後の養護老人ホーム入所者の状況が明らかになったことは、養護老人ホームの歴史研究においては意義があったと言える。特に前述したように創設者江角ヤスの原爆被爆者の生活支援という理念・考え方を礎にした養護老人ホーム「恵の丘」という特殊性の一端を垣間見ることができたことも被爆者福祉を検討

する上では意義があると言えよう。

今後、「恵の丘」の変遷を明らかにするためには入所後5年間という短い期間ではなく、10年、あるいは20年というある程度長期間で捉えていく必要があると考える。

1990年代からの社会福祉基礎構造改革、高齢者福祉においては介護保険制度の施行等、養護老人ホームの枠組みや存在意義等が議論されている時代状況の中で今回の結果を踏まえ、さらに長い期間での検討を行っていくことが今後の課題である。

謝辞

本研究を行うにあたり、ご協力いただきました養護老人ホーム「恵の丘」の施設長様及び職員の皆様にご心より感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 1 小室豊允(2009)『高齢者施設用語事典』中央法規 P58
 - 2 小室豊允(2009)前掲書 P58
 - 3 小室豊允(2009)前掲書 P58
 - 4 厚生労働省(2009)「平成20年社会福祉施設等調査結果の概況」
 - 5 山田幸子(2008)「シリーズ福祉を生きる 江角ヤス」大空社 p11 12.
 - 6 山田幸子(2008)前掲書 p144 145
 - 7 山田幸子(2008)前掲書 p90
 - 8 山田幸子(2008)前掲書 p132
 - 9 山田幸子(2008)前掲書 p146
 - 10 山田幸子(2008)前掲書 p138
 - 11 山田幸子(2008)前掲書 p141 142
 - 12 山田幸子(2008)前掲書 p143
 - 13 山田幸子(2008)前掲書 p144
- ・養護老人ホーム「恵の丘」措置台帳
 - ・養護老人ホーム「恵の丘」入所者名簿
 - ・養護老人ホーム「恵の丘」入所者台帳
 - ・養護老人ホーム恵の丘25周年編集部(1993)「養護老人ホーム『恵の丘』25年誌」
 - ・山田幸子(2008)「シリーズ福祉を生きる 55 江角ヤス」大空社
 - ・山田幸子編(2008)「江角ヤス講話集 生命の道しるべ」昭和堂
 - ・井村圭壮(2005)「日本の養老院史 『救護法』期の個別施設史を基盤に」学文社
 - ・全国老人福祉施設協議会・老施協総研(2004)「第6回全国老人ホーム基礎調査統計資料」